

高砂市
パートナーシップ・ファミリーシップ制度
ガイドブック



もくじ

1. はじめに	1
2. 高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	1
3. 届出することができる方	2
4. 届出手続きの流れ	3
5. 届出に必要な書類	4
6. 受理証明書について	5
7. 再交付・変更・返還について	6
8. 受理証明書の提示により受けられる行政サービスについて	7
9. よくある質問	8

1 はじめに

高砂市では、第5次高砂市総合計画において「育み、認め合い、元気に生きるまち」を基本目標のひとつとし、年齢、性別、障がい、出身、文化によらず、すべての人が安心して暮らすことができるまちの実現に向け取り組んでいます。

その取組みのひとつとして、日常的に生きづらさや困りごとを抱えている性的マイノリティの方を対象に、お互いを人生のパートナー・ファミリーとして日常生活において継続して共同生活を行うことを約束した関係にあることを証明するため、令和5年4月より「高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を実施します。

本制度は、法律上の婚姻のように、法的な権利や義務が生じるものではありませんが、制度の導入によって、市民、企業・事業所、医療機関等、関係団体の皆さんに性的マイノリティの方々に対する理解が深まり、多様性を認め、誰もが自分らしく暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

2 高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

本制度は、お互いが人生のパートナーであることを市に届出し、市が届出を受理することを証明する制度です。また、届出をしようとするお二人に子や親等の近親者がいる場合は、併せてファミリーシップ関係を届出することにより、市は家族関係であることを証明します。

3 届出をすることができる方

・パートナーシップ関係を届出する場合

届出されるお二人が、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

① 成年に達していること

*令和4年4月1日民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられています。

② いずれか一方が市内に住所がある、または届出の日から3か月以内に市内に転入を予定していること

③ 配偶者（事実婚関係も含む）がいないこと

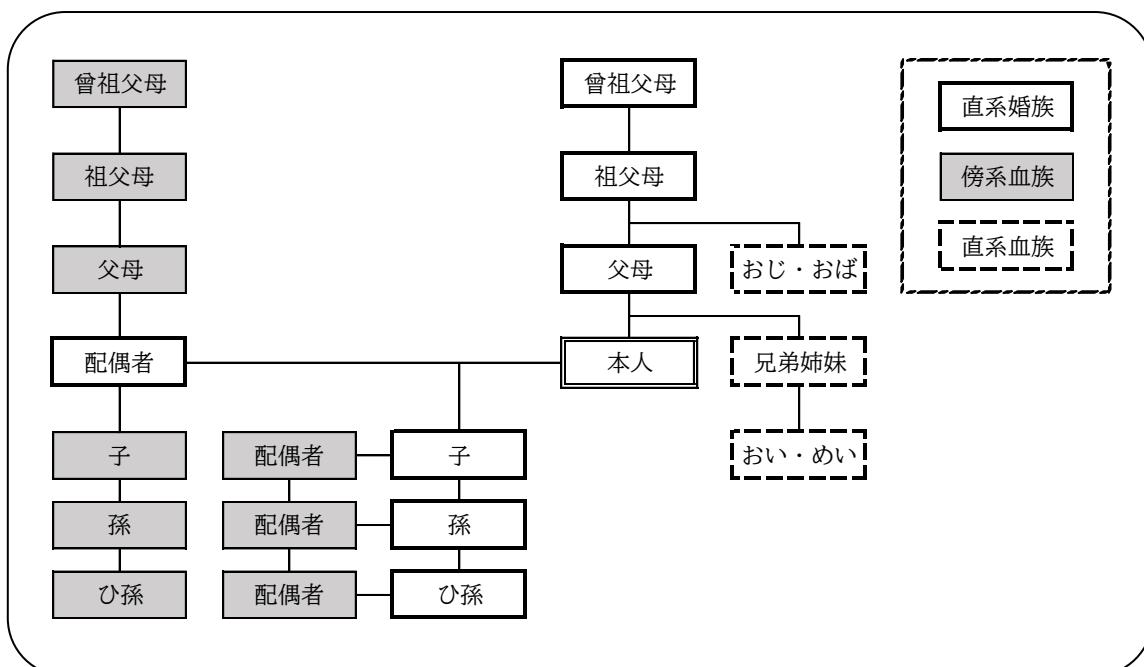
④ 届出をする方以外とのパートナーシップがないこと

⑤ 届出をする方同士が近親者でないこと

*民法第734条（近親者間の婚姻の禁止）及び735条（直系姻族間の婚姻の禁止）の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は届出をすることができません。

(但し、養子縁組によって近親者となった場合を除く。)

パートナーシップの届出をすることができない続柄



・ファミリーシップ関係を届出する場合

パートナーシップ関係にあるお二人の一方又は双方に子や親などの近親者がいる場合、家族として届け出ることができます。

*未成年の子どもをファミリーシップ対象者として届出する場合には、パートナーシップ関係にあるお二人の一方又は双方がその子と生計を同一にしている必要があります。

4 届出手続きの流れ

① 届出日を予約する

- 届出を希望される日の3か月前から3日前までに電話又はメールにより以下まで予約してください。
- 届出日時の調整・必要書類等の確認を行います。
(状況等によりご希望に添えない場合があります。)

■ 予約先

- 高砂市 福祉部人権推進課
TEL : 079-443-9060 (平日 8:30~17:15 ※年末年始を除く)
MAIL : tact2551@city.takasago.lg.jp

② パートナーシップ・ファミリーシップの届出

- 予約した日時に必要書類(4ページ参照)をお持ちのうえ、必ずお二人でお越しください。
※ 病気、障がい等により、お二人でお越しになるのが難しい場合はご相談ください。
- 本人確認の上、必要書類に不備がなければ、職員立ち合いのもと「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書」及び裏面の「パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する確認兼同意書」に署名し、ご提出ください。
- 書類に不備や不足がある場合は、届出日を延期させていただくことがあります。

■ 届出できる時間

- 平日 9:00~17:00 (※年末年始を除く)

■ 届出場所

- 高砂市 福祉部人権推進課 (南庁舎4階)
※ご希望に応じて個室で対応します。

③ 受理証明書の交付

- 提出していただいた書類を確認し、要件を満たしている場合は届出書の写しを添えて「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(A4タイプ及びカードタイプ)」を交付します。
- 受理証明書の作成に数日を要するため、後日、郵送または窓口で交付します。

5 届出に必要な書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号）

- 届出日に窓口で記入していただくか、市ホームページからダウンロードできます。
- 届出書に自署することができない場合は、代筆が可能です。

(2) 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」（3か月以内に発行されたもの）

- 本籍、続柄、個人番号等の記載は不要です。
- お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通のみでかまいません。

【市内に住所を有していない場合】

- いずれか一方が市内への転入を予定していることが分かる資料が必要です。

（例）転出証明書の写し、賃貸借契約書の写し等

また、届出の日から3か月以内に転入し、その後住民票の写しまたは住民票記載事項証明書等を提出してください。

(3) 配偶者がいないことが確認できる書類（3か月以内に発行されたもの）

- 戸籍抄本または独身証明書等をお一人1通ずつ提出してください。
- 本籍地が高砂市外の場合、取り寄せに時間がかかることがありますのでご注意ください。
- 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを証明できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(4) 通称名の使用を希望される場合

- 日常生活において、通称名を使用していることが確認できる書類

（例）郵便物、社員証、学生証、公共料金の請求書 等

(5) 子や親等の近親者とのファミリーシップ関係を届出する場合

- 戸籍抄本等、近親者であることが確認できる書類
- 未成年の子に関しては、お二人のいずれか一方と生計を同一にしていることが確認できる書類

(6) 本人確認ができる書類（ご提示いただくもの）

- 1点の提示で足りるもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証など本人の顔写真のある公的機関が発行した書類

- 2点以上の提示を必要とするもの

上記の書類をお持ちでない場合は、健康保険被保険者証、年金証書、介護保険被保険者証など氏名と生年月日か住所の記載のある公的機関が発行した書類

※ 有効期限があるものは、有効期限内のもの

6 受理証明書について

お二人に【A4タイプ】(1部)と【カードタイプ】(2部)を交付します。

カードタイプは(54mm×85mm)は免許証と同じサイズです。

【パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(A4タイプ)】

※3パターンから選べます

様式第2号(第6条開節)

年　月　日

高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

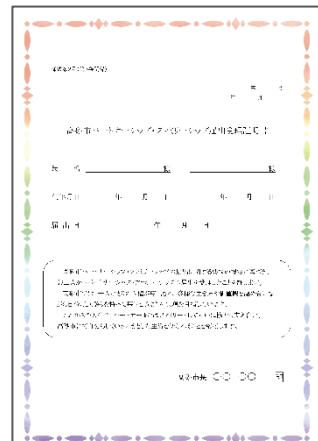
氏　名 _____ 様 _____ 様

生年月日　年　月　日　年　月　日

届出日　年　月　日

高砂市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の規定に基づき、
お二人がパートナーシップ・ファミリーシップの届出を受理したことを証します。
高砂市では、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合いながら自分らしく誇りを持って暮らせるまちの実現を目指しています。
これからの人生を、パートナーまたはファミリーとして互いに協力し支え合い、
高砂市で自分らしくいきいきとした生活を送られることうを応援します。

高砂市長 ○○ ○○



【パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(カードタイプ)】

(表面)

高砂市パートナーシップ
・ファミリーシップ届出受理証明書

(本人) 様 (パートナー) 様

(年　月　日生) (年　月　日生)

高砂市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱の規定に基づき、年　月　日付で届出があり、年　月　日付で受理したことを証します。

年　月　日交付

第●号 高砂市長 ○○ ○○

(裏面)

この受理証明書の提示を受けられた方へ

高砂市では、一人ひとりが生き方や価値観を認め、互いに尊重し合い、すべての人が安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施しています。本制度の趣旨をご理解の上、ご理解とご協力をお願いします。また、本人の同意なく口外しないようくれぐれもご注意ください。

【特記事項】

(問合せ先) 高砂市福祉部人権推進課 07914439060

7 再交付・変更・返還について

受理証明書の再交付などについては、以下の通り手続きが必要です。
事前に人権推進課までご連絡いただくと、スムーズに手続きができます。

(1) 再交付について

(必要なもの)

- ①「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書再交付申請書」(様式第4号)
- ② 本人確認書類（5ページ(6)参照）
- ③ 受理証明書（紛失以外の場合）

(2) 届出事項の変更について

(必要なもの)

- ①「パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届」(様式第5号)
- ② 本人確認書類（5ページ(6)参照）
- ③ 受理証明書

※下記の場合においては、①～③以外に必要な書類が異なります。

【住所を変更する場合】

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（5ページ(2)参照）

【戸籍上の氏名を変更する場合】

- ・戸籍抄本

【通称名を変更する場合】

- ・通称名を確認できる書類（5ページ(4)参照）

(3) 受理証明書の返還について

次のいずれかに該当するときは、本人確認書類と受理証明書をご持参のうえ「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書返還届」を提出してください。

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が死亡したとき（＊届出のみ必要となります）
- ・ 双方が市外へ転出したとき
- ・ その他、届出の要件に該当しなくなったとき

8 受理証明書の提示により受けられる行政サービスについて

高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書の提示により受けられる行政サービスは以下のとおりです。

- ・ 市営住宅への申込み
- ・ 空き家活用支援事業（住宅型〈若年・子育て支援タイプ〉）
- ・ 犯罪被害者等への遺族支援金の給付及び日常生活の支援
- ・ 記念樹の申込み
- ・ 母子健康手帳の交付
- ・ 高砂市民病院における病状等の説明、手術の同意

詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページ（ページ ID:8803）をご覧ください。

【QR コード】
<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkensuishinka/sonohokafukushi/l/seinotayousei/8803.html>



9 よくある質問

Q 高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、結婚とはどう違うのですか。

A 結婚は民法で定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は市が独自に実施する制度であるため、法律上の権利や義務は生じません。

Q 届出をすることはできるのは、同性パートナーだけですか。

A 同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方で、要件を満たしていれば届出をすることはできます。（2ページ参照）

Q 届出をすると、戸籍や住民票の記載が変わりますか。

A 本制度は法的効力がないため、届出後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q 受理証明書はどのように利用できますか。

A 受理証明書に法的な効力はありませんが、受理証明書を提示することで、家族として利用できるようになる高砂市の制度やサービスがあります。詳しくはお問合せいただくな、市ホームページをご覧ください。
また、民間のサービスにおいては、事業者によって取扱いが違いますので、各事業者に直接お問い合わせください。

Q 届出にあたりプライバシーは守られますか。

A 希望により個室で対応いたします。予約時にその旨をお伝えください。
また、提出された書類や記載されている個人情報等については、厳重に保管し、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q 養子縁組をしていますが、この制度を利用できますか。

A 届出をしようとしているお二人が、民法に定める婚姻が出来ないことを理由に養子縁組をしている場合には、届出をすることができます。

Q 事実婚の二人は届出できますか。

A 本制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人を対象としているため、事実婚のお二人は届出できません。

Q 同居していないと届出できませんか。

A お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に尊重し、協力し合うことを約束した関係であれば、同居をしていなくても届出をすることができます。

Q 高砂市民でないと届出できませんか。

A お二人のうち、少なくともお一人が3か月以内に高砂市内へ転入を予定していれば届出をすることができます。その際、市内へ転入を予定していることが分かる資料の提出が必要です。また、届出の日から3か月以内に転入したことが分かる書類（住民票の写し等）を提出してください。（4ページ（2）参照）

Q パートナーが外国籍ですが、届出できますか。

A 国籍を問わず届出をすることができます。
ただし、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを証明できる書類とその日本語訳の提出が必要です。（4ページ（3）参照）

Q 通称名を使用できますか。

A 性別違和等の特別な理由により、社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で届出をすることができます。通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証など）をご持参ください。（4ページ（4）参照）
通称名を使用した場合には、交付する受理証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載することができます。

Q 郵便やEメールで届出を受け付けていますか。

A 届出書は職員の前で記入していただくことから、郵便やEメールでは受け付けていません。ただし、病気、障がい等により、お二人でお越しになるのが難しい場合はご相談ください。

Q 受理証明書はすぐに交付されますか。

A 受理証明書の作成に数日を要するため、後日、郵送または窓口で交付します。
諸事情によりお急ぎの方はご相談ください。

Q 土・日曜日や祝日に届出や交付を受けることはできますか。

A 届出の受付や受理証明書の交付は、年末年始を除く平日の月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとなります。この時間にご都合がつかない場合はご相談ください。

Q 届出に費用はかかりますか。

A 届出書の提出や受理証明書の交付は無料です。ただし、届出の際に提出していただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 代理人でも届出できますか。

A 代理人による届出はできません。お二人揃ってお越しください。ただし、病気、障がい等により、お二人でお越しになるのが難しい場合はご相談ください。

Q 届出書の記入は代筆でもよいですか。

A 文字を書くことが困難な場合には、届出をするご本人様の意思確認ができれば、代筆でも可能です。

Q パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいのですがどうすればよいですか。

A 届出受理証明書返還届（様式第6号）を提出し、お二人分の受理証明書を返還してください。

Q 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

A 双方が市外に転出されると、届出の要件を満たさないことになりますので、届出受理証明書返還届（様式第6号）を提出し、お二人分の受理証明書を返還してください。

Q 受理証明書を紛失した場合はどうすればよいですか。

A 届出受理証明書再交付申請書（様式第4号）を提出していただければ、再発行いたします。

【QRコード】

各様式は高砂市福祉部人権推進課（高砂市役所南庁舎4階）にあります。

市ホームページ（ページID：8752）からダウンロードすることもできます。

<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/jinkensuishinka/sonohokafukushi/l/seinotayousei/8752.html>



高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック
(第1版)
令和5年4月発行

高砂市 福祉部人権推進課

TEL : 079-443-9060 (平日 8:30~17:15 ※年末年始を除く)

MAIL : tact2551@city.takasago.lg.jp